

埼玉県中小企業制度融資要綱

第1 目的

この要綱は、金融機関と協調して実施する融資について必要な事項を定め、県内中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化を図ることにより、その経営の安定及び成長発展に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 制度融資 金融機関と協調して実施する融資であって、第3及び第4において融資条件を定めている資金（貸付）
- (2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する者
- (3) 中小企業組合 法第2条第1項第3号に規定する者のうち中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）並びに同条同項第4号、第7号及び第8号に規定する者
- (4) 小規模企業者 法第2条第3項第1号から第6号に規定する者
- (5) 保証協会 埼玉県信用保証協会
- (6) 商工会議所・商工会 申込者の事業所が所在する地区の商工会議所又は商工会
- (7) 中央会 埼玉県中小企業団体中央会
- (8) 取扱金融機関 銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫の県内に所在する本支店並びに知事が指定した県外支店であって、制度融資を取り扱うもの

第3 基本的な融資条件

1 融資対象者 制度融資の融資対象者は、次の（1）から（7）までの全てに該当する中小企業者及び中小企業組合とする。ただし、第4において別の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者（第4の4（1）アにおける保証協会の保証対象業種に属する事業を営む具体的な計画を有する者を含む。）
- (2) 申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し（県外の事業所を県内に全部移転して1年未満の場合を含む。）、1年以上継続して同一事業を営んでいる者
- (3) 事業税（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに規定する事業（以下「法定業種」という。）以外の事業を営む個人については、県民税及び市町村民税とする。以下「事業税等」という。）を滞納していない者
- (4) 開業等について許可、認可、登録等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合は、その許認可等を取得している者。ただし、融資対象設備の設置後でないと許認可等が受けられない場合で、当該設備の設置後、速やかに許認可等を取得することが見込まれるときは、この限りでない。
- (5) 保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者
- (6) 手形交換所等の取引停止処分中でない者
- (7) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しない者

2 資金使途 制度融資の資金使途は、次の各号に定めるところによる（中小企業組合の場合は共同生産、共同販売、共同購入等共同事業の実施に必要な資金に限る。）。ただし、第4において別の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 設備資金 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条に掲げる減価償却資産又は土地建物等の賃借に伴う保証金及び敷金（以下「保証金等」という。）のうち、事業に必要な設備に要する資金（次のアからケに掲げるものを除く。）
 - ア 設置に必要な許可を受けていない設備
 - イ 公害の発生するおそれのある設備
 - ウ 埼玉県以外に設置する設備
 - エ 申込者以外が使用する設備（物品賃貸業を営む者が賃貸用物件として取得する場合、下請企業又は外注先に貸与する設備のうち申込者の自社製品専用の金型を取得する場合、又は被災して罹災証明を受けた賃貸建物等を原状回復する場合を除く。）
 - オ 申込時において支払済み（手形・小切手の振出し等を含む。）の設備
 - カ 申込時において設置済みの設備
 - キ 建物のうち住宅の用途に供する部分
 - ク 人の運送の用に供する軽自動車、小型自動車若しくは乗車定員10人以下の普通自動車、又はこれら

に類する形状をした特殊の用途に供する自動車（旅客運送業の営業用、自動車賃貸業の賃貸用又は介護施設の送迎用など、事業の成立に不可欠な場合を除く。）

ケ 土地

(2) 運転資金 原材料購入費、給与・労賃、商品仕入・買掛代金支払のために振り出した手形・小切手の決済資金、資産計上されない設備修繕費など事業の運営に必要な資金(原則として県内で使用するものとし、次のアからエに掲げるものを除く。)

ア 借入金の返済資金

イ 納税に充てる資金

ウ プロジェクト資金

エ 取引先等への転貸資金

3 融資限度額 制度融資の融資限度額は、次の各号に定めるところによる。ただし、第4において別の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 制度融資の各資金（貸付）の利用は、資金（貸付）ごとに融資実行時における融資残高を含めて、第4の各項（3）で定める融資限度額を限度とする。

(2) 制度融資の一企業当たりの利用は、保証協会の保証が付されていないものを除き、融資実行時における保証協会の保証付き融資の残高（根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額）を含めて、一企業当たりの保証協会が定める保証限度額を限度とする。

(3) 同一の設備を対象とした複数の資金（貸付）の併用はできないものとする。

4 融資利率 制度融資の融資利率は、固定金利とする。ただし、第4において金融機関所定利率としている場合は、この限りでない。

第4 各資金（貸付）の融資条件

1 事業資金（一般貸付）

(1)融資対象者	中小企業者、中小企業組合
(2)資金使途	設備資金（中小企業組合の場合、土地を含む） 運転資金
(3)融資限度額	設備資金 6,000万円（中小企業組合は4億円） 運転資金 5,000万円（中小企業組合は6,000万円） 設備資金と運転資金の併用 合計6,000万円（中小企業組合は合計4億円）
(4)融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年1.9%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.8%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.7%以内
(5)融資期間	設備資金 1年超10年以内 運転資金 1年超7年以内
(6)償還方法	1年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）（以下「横断的制度」という。）を適用する場合は事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）要綱（以下「横断的制度要綱」という。）に定める信用保証料率を上乗せする
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	中小企業者 商工会議所・商工会 中小企業組合 中央会
(11)金融機関	取扱金融機関
(12)埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)(4部1組)（以下「申込書」という。）添付書類（2部うち原本1部）	
ア	事業税等の納税証明書、領収証書（納期限内に納付されたものに限る。）の写し又は口座振替済通知書の写し（以下「納税証明書等」という。）
イ	最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し（特定非営利活動法人の場合は、特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する次のaからdに掲げる書類（以下「事業報告書等」という。）の写しを含む。） a 事業報告書 b 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録 c 年間役員名簿 d 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
ウ	許認可等が必要な場合 許可書等の写し（第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取得後速やかに提出）
エ	設備資金の場合 見積書の写し、並びに必要に応じてカタログ若しくは図面の写し
オ	建物建築・取得の場合 建築確認申請書及び建築確認済証の写し
カ	自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等
キ	賃借する建物の保証金等の場合 契約書の写し
ク	中小企業組合の土地取得資金の場合 土地売買契約書の写し
ケ	中小企業組合の場合 融資あっせん申込書(様式2)
コ	横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
サ	経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

2 事業資金（短期貸付）

(1)融資対象者	中小企業者、認定組合(*)及びその組合員
(2)資金用途	運転資金
(3)融資限度額	中小企業者 信用保証を付するもの 3,000万円 信用保証を付さないもの 3,000万円 信用保証を付するものと付さないものの併用 合計6,000万円 認定組合及びその組合員 6,000万円
(4)融資利率	年1.5%以内（信用保証を付する場合、年1.1%以内）
(5)融資期間	1年以内
(6)償還方法	割賦又は一括償還
(7)信用保証	原則として付する。保証を付する場合、保証料率は年0.45%～1.64%以内 ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	中小企業者 商工会議所・商工会（ただし、認定組合の組合員はそれぞれの加入する組合） 認定組合 中央会
(11)金融機関	取扱金融機関
(12)申込書添付書類（2部うち原本1部）	<p>ア 事業税等の納税証明書等</p> <p>イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し（特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。）</p> <p>ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し（第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取得後速やかに提出）</p> <p>エ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</p> <p>オ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</p>

* 「認定組合」 事業資金（短期貸付）の利用団体として知事が認定した中小企業組合。知事の認定を受けようとする中小企業組合は、埼玉県事業資金（短期貸付）利用指定団体申請書(様式3)に中小企業組合の沿革、定款、決算書及び組合員名簿等を添付して、中央会を経由して知事に申請するものとする。

3 小規模事業資金

(1)融資対象者	小規模企業者 保証協会の保証付き融資の残高(根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)と申込金額の合計額が2,000万円以内である者
(2)資金使途	設備資金(申込日において設置後6か月未満の設備に要するものを含む。) 運転資金
(3)融資限度額	設備資金 2,000万円 運転資金 2,000万円(最新決算期における平均月商の3か月分を限度とする。) 設備資金と運転資金の併用 合計2,000万円
(4)融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年1.8%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.7%以内 融資期間が3年以内の場合 年1.6%以内 ただし、経営革新計画(*)の承認を受けてから5年未満の者にあつては、次の特例を適用する 融資期間が5年超10年以内の場合 年1.7%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.6%以内 融資期間が3年以内の場合 年1.5%以内
(5)融資期間	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
(6)償還方法	1年以内据置元金均等月賦償還(融資期間1年以内の場合、一括償還も可とする。)
(7)信用保証	付する。保証料率は次のア又はイとする ア 小口零細企業保証を利用する場合の保証料率は年0.50%~1.76%以内 ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする イ 特別小口保険を利用(個人に限る。)する場合の保証料率は年0.80%以内
(8)担保	不要
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	中小企業者 商工会議所・商工会 中小企業組合 中央会
(11)金融機関	取扱金融機関
(12)申込書添付書類(2部(ケは1部)うち原本1部)	<p>ア(ア)特別小口保険を利用しない場合 事業税等の納税証明書等</p> <p>(イ)特別小口保険を利用(個人に限る。)する場合 次のa及びbに掲げる書類</p> <p>a 事業税の納税証明書(法定業種以外の事業を営む場合を除く。) 保証協会に対する保証の委託の申込日以前1年間において納期が到来した分</p> <p>b 県民税及び市町村民税の納税証明書(事業税の税額がある場合を除く。) 県民税又は市町村民税の所得割(障害者控除又は寡婦(夫)控除により県民税又は市町村民税の所得割の税額がなくなった場合は均等割)について、保証協会に対する保証の委託の申込日以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納していることを確認できるもの</p> <p>イ 最新2期分(2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分)の確定申告書(決算書)の写し</p> <p>ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し(第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等取得後速やかに提出)</p> <p>エ 設備資金の場合 見積書の写し、並びに必要なに応じてカタログ若しくは図面の写し</p> <p>オ 建物建築・取得の場合 建築確認申請書及び建築確認済証の写し</p> <p>カ 自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等</p> <p>キ 賃借する建物の保証金等の場合 契約書の写し</p> <p>ク 第5の2(2)に基づいて現地調査が必要な場合であつて、かつ、事業所形態が、アパート、マンション、一戸建て専用住宅の居宅内事務室の場合</p> <p>(ア) a 事業所が自己所有の場合 建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書、建物の評価証明書等の建物所有者を確認できるものの写し</p> <p>b 事業所が自己所有でない場合 賃貸借契約書の写し等</p> <p>(イ) 事業上の取引を確認できる通帳の写し、取引に関する契約書、取引先発行の発注書若しくは領収書等伝票類の写し、その他事業実態を客観的に確認できる資料</p> <p>ケ 取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた場合 納税証明書記載事項等の照会に関する同意書(様式</p>

4)、所得税又は法人税の確定申告書の閲覧申請に関する委任状(様式5)

コ 経営革新計画に係る承認書の写し (融資利率の特例の適用を受ける場合)

サ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書

シ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

* 「経営革新計画」 中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき作成された計画で知事の承認を受けたもの

3の2 小規模事業資金の借換制度（再借換を含む。）

(1)融資対象者	小規模企業者 次のアからウの全てに該当する者 ア 融資実行日から1年以上経過している小規模事業資金（借換制度によるものを含む。以下この項において同じ。）の融資残高がある者 イ 借換制度の利用により経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分ある者（再借換の場合、「借換制度の利用により」とあるのは「借換制度利用後の毎月の元金返済額が借換前の元金返済額に比べて軽減されることにより」と読み替える。） ウ 保証協会の保証付き融資の残高（根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額）と借換制度の利用に係る申込金額のうち新規運転資金及び借換時に支払う保証料相当額の合計額が2,000万円以内である者
(2)資金使途	運転資金 融資実行日から1年以上経過している小規模事業資金の借換えに要する資金及び必要に応じた新規運転資金（複数の借入れを一本化する場合にあつては、これに加えて、融資実行日から1年を経過していない小規模事業資金の借換えに要する資金を含めることができる。）とする。ただし、次のアからエのいずれかに該当する本資金は借換えの対象としない ア 保証協会の管理上、事故扱いになっているもの イ 元本返済又は利息支払に延滞が生じているもの ウ 最長融資期間（*）を超えているもの エ 再借換したもの
(3)融資限度額	2,000万円（既往借入金の残高、必要に応じた新規運転資金（最新決算期における平均月商の3か月分以内）及び借換時に支払う保証料相当額の合計を限度とする。）
(4)融資利率	融資期間が5年超7年以内の場合 年1.8%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.7%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.6%以内 ただし、経営革新計画の承認を受けてから5年未満の者にあつては、次の特例を適用する 融資期間が5年超7年以内の場合 年1.7%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.6%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.5%以内
(5)融資期間	1年超7年以内
(6)償還方法	6か月以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	付する。保証料率は次のア又はイとする ア 小口零細企業保証を利用する場合の保証料率は年0.50%～1.76%以内 ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする イ 特別小口保険を利用（個人に限る。）する場合の保証料率は年0.80%以内
(8)担保	不要
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	中小企業者 商工会議所・商工会 中小企業組合 中央会
(11)金融機関	既往借入金と同一の取扱金融機関
(12)申込書添付書類（2部（エは1部、オは3部）うち原本1部）	ア（ア）特別小口保険を利用しない場合 事業税等の納税証明書等 （イ）特別小口保険を利用（個人に限る。）する場合 次のa及びbに掲げる書類 a 事業税の納税証明書（法定業種以外の事業を営む場合を除く。） 保証協会に対する保証の委託の申込日以前1年間において納期が到来した分 b 県民税及び市町村民税の納税証明書（事業税の税額がある場合を除く。） 県民税又は市町村民税の所得割（障害者控除又は寡婦（夫）控除により県民税又は市町村民税の所得割の税額がなくなった場合は均等割）について、保証協会に対する保証の委託の申込日以前1年間において納期が到来した税額がある者であつて、かつ、当該税額を完納していることを確認できるもの イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し ウ 許認可等が必要な場合 許認可等の写し

エ	取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた場合 納税証明書記載事項等に関する照会同意書(様式4)、 所得税又は法人税の確定申告書の閲覧申請に関する委任状(様式5)
オ	事業計画書(様式6)
カ	経営革新計画に係る承認書の写し(融資利率の特例の適用を受ける場合)
キ	横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
ク	経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

* 最長融資期間には、県と保証協会との間で締結する損失補償契約の対象となる保証期間を含む。

4 起業家育成資金

(1)融資対象者	<p>次のアからオのいずれかに該当する者（第3の1(2)に該当することを要しない。また、事業開始後最初の事業年度の事業税等の納期限が到来していない場合、第3の1(3)に該当することを要しない。）</p> <p>ア 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者（創業者）</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、融資実行日から1か月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者（以下「認定特定創業支援等事業による支援を受けた者」という。）にあつては、6か月以内）に県内で新たに開業（*1）する具体的な計画（*2）を有するもの</p> <p>(イ) 事業を営んでいない個人であって、融資実行日から2か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けた者にあつては、6か月以内）に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの</p> <p>(ウ) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの（分社化）</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であつて、県内で事業を営むもの（新規中小企業者）</p> <p>(ア) 開業後5年未満の個人であつて、当該開業の日（*3）前に事業を営んでいなかったもの</p> <p>(イ) 設立後5年未満の会社であつて、設立の日（*4）前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの</p> <p>(ウ) 設立後5年未満の会社であつて、他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立したもの（分社化）</p> <p>ウ 上記イ（ア）に規定する新規中小企業者であつて新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>エ ア(ア)若しくは(イ)、イ(ア)若しくは(イ)又はウのいずれかに該当し、かつ、次の(ア)若しくは(イ)に該当する個人又は個人が設立した会社（第3の1(5)に該当することを要しない。）（再挑戦支援保証を付するものに限る。）</p> <p>(ア) 過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化（業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により財務内容が悪化することをいう。）により廃止してから5年未満の者</p> <p>(イ) 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日（商業登記簿謄本の解散事由が発生した日）において当該会社の業務を執行する役員（社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役（取締役を兼務する場合を含む。）が含まれ、執行役を兼務しない取締役を含まない。）であつた者で解散の日から5年未満のもの</p> <p>オ ア（イ）若しくは（ウ）、イ（イ）若しくは（ウ）又はウのいずれか（保証申込受付時点において税務申告1期末終了のものにあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者（*5）に限る。）に該当するもの（国の全国統一制度であるスタートアップ創出促進保証制度を付するものに限る。）</p>
(2)資金使途	<p>設備資金 開業等に必要なものとし、申込日において設置後6か月未満の設備に要するものを含む</p> <p>運転資金 開業等に必要なものとする</p>
(3)融資限度額	<p>設備資金 3,500万円</p> <p>運転資金 3,500万円</p> <p>設備資金と運転資金の併用 合計3,500万円</p> <p>令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金（新事業創出貸付）、起業家育成資金（独立開業貸付）、女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付）の残高がある場合、本資金の残高に含める</p>
(4)融資利率	<p>融資期間が5年超10年以内の場合 年1.4%以内</p> <p>融資期間が3年超5年以内の場合 年1.3%以内</p> <p>融資期間が1年超3年以内の場合 年1.2%以内</p>

(5)融資期間	設備資金 1年超10年以内 運転資金 1年超7年以内
(6)償還方法	1年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	付する。保証料率は次のア又はイとする ア 創業関連保証又は再挑戦支援保証を利用する場合の保証料率は年0.80%以内 ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする イ スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合の保証料率は年1.00%以内
(8)担保	不要
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合又は横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	商工会議所・商工会又は創業・ベンチャー支援センター埼玉
(11)金融機関	取扱金融機関
(12)申込書添付書類（2部うち原本1部）	<p>ア 事業税等の納税証明書等（納期限が到来している場合）</p> <p>イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し</p> <p>ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し（第3の1（4）ただし書の場合は当該許認可等を取得後速やかに提出）</p> <p>エ 設備資金の場合 見積書の写し、並びに必要なに応じてカタログ若しくは図面の写し</p> <p>オ 建物建築・取得の場合 建築確認申請書及び建築確認済証の写し</p> <p>カ 自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等</p> <p>キ 賃借する建物の保証金等の場合 契約書の写し</p> <p>ク（1）アからエで決算又は確定申告が終了していない場合 創業・再挑戦計画書（様式8-1）</p> <p>ケ（1）オの場合 保証協会所定の創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）</p> <p>コ（1）エの場合 事業経験の内容を記載した資格要件申告書（様式8-2）</p> <p>サ（1）エ（ア）の場合 廃業届出書、税務申告書の控え、破産手続開始決定通知等事業の廃止日が確認できる書類の写し</p> <p>シ（1）エ（イ）の場合 解散登記のある商業登記簿謄本又は閉鎖事項全部証明書の写し</p> <p>ス 認定特定創業支援等事業による支援を受けた者で融資実行日から所定の期間（*6）を超えて開業する計画がある場合 市町村長の発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書</p> <p>セ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</p> <p>ソ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</p>

- *1 「開業」 営利を目的とした事業を反復継続し始めることであり、開業について許認可等が必要な場合は当該許認可を得ていることが前提となる。
- *2 「開業する具体的な計画」 開業に係る資金調達、収支の見込み、用地・建物の確保、人材の確保、仕入先・販売先の確保、必要な許認可の取得等に係る具体的な計画
- *3 「開業の日」 個人の場合、形式的には所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に基づき税務署長に届出をした開業の日付
- *4 「会社設立の日」 法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に基づき税務署長に届出をした設立の日付（商業登記簿謄本における会社成立の年月日）
- *5 「創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者」 国の全国統一制度であるスタートアップ創出促進保証制度の取扱いによるものとする。
- *6 「所定の期間」 （1）ア（ア）に該当する者にあつては1か月、（1）ア（イ）に該当する者にあつては2か月

5 設備投資促進資金

(1)融資対象者	次のアからオのいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 ア 人手不足の解消又は緩和のために、人手の省力化につながる設備投資を行う者 イ シニア、女性及び障害者等の職場環境の整備や、活躍の場の拡大のために設備投資を行う者 ウ カーボンニュートラルの実現につながる設備投資（＊1）を行う者 エ DXの推進のための設備投資（＊2）を行う者 オ 事業再構築の推進のため補助金（＊3）を受けて設備投資を行う者
(2)資金使途	設備資金 (1)融資対象者の要件に該当する設備の新設等にかかるものとし、土地の取得資金は次のアからウの全てに該当するものに限る ただし、(1)キにあっては、当該補助事業を実施するために必要な資金に限る（補助対象経費で補助金の部分及び補助の認定を受けた事業以外の経費は対象外とする。） ア 建物の建築、増改築若しくは取得のために必要な土地、又は事業の実施に不可欠な構築物若しくは設備の設置のために必要な土地であること イ 原則として、土地の取得日以後1年以内に当該建物の建築工事等に着手すること ウ 取得する土地の面積が建物等の敷地面積に比べて著しく大きくないこと 運転資金 設備資金の対象設備の新設等に伴うものに限る ただし、(1)オにあっては、認定書の事業計画に記載の導入設備であって、資本的支出に該当せず、運転資金に当たるものを含む
(3)融資限度額	設備資金 1億5,000万円（土地取得資金又は建物建築・取得資金を含む場合は2億円） 運転資金 5,000万円 設備資金と運転資金の併用 合計1億5,000万円（土地取得資金又は建物建築・取得資金を含む場合は合計2億円）
(4)融資利率	(1)ア及びイにあっては、 融資期間が10年超15年以内の場合 年1.7%以内 融資期間が5年超10年以内の場合 年1.5%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.4%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.3%以内 (1)ウからオにあっては、 融資期間が10年超15年以内の場合 年1.6%以内 融資期間が5年超10年以内の場合 年1.4%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.3%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.2%以内
(5)融資期間	設備資金 1年超10年以内（土地取得資金又は建物建築・取得資金を含む場合は1年超15年以内） 運転資金 1年超7年以内
(6)償還方法	2年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内 ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	中小企業者、特定事業者の対象となる組合以外 商工会議所・商工会 中小企業組合、特定事業者の対象となる組合 中央会
(11)金融機関	取扱金融機関
(12)申込書添付書類（2部(ケ、コ、サは3部)うち原本1部)	ア 事業税等の納税証明書等 イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し（特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。） ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し（第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取得後速やかに提出）

エ	設備資金の見積書の写し、並びに必要に応じてカタログ若しくは図面の写し
オ	土地取得資金の場合 土地売買契約書、建築確認申請書及び建築確認済証の写し（建築確認申請前の場合 は建物等の具体的な計画書）
カ	建物建築・取得の場合 請負契約書若しくは売買契約書の写し並びに建築確認申請書及び建築確認済証 の写し
キ	自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等
ク	賃借する建物の保証金等の場合 契約書の写し
ケ	(1)ア及びイの場合 設備投資促進資金に係る認定書(様式14-1) ((1)アで中小企業省力化投資 補助金又は中小企業人手不足対応支援事業による補助金(*4)の場合は事業計画書及び交付決定通知書 等の写しに代えることができる。)
コ	(1)ウの場合 設備投資促進資金に係る認定書(カーボンニュートラル実現につながる設備投資)(様 式14-3)
サ	(1)エの場合 設備投資促進資金に係る認定書(DX推進のための設備投資)(様式14-4)
シ	(1)オで中小企業等事業再構築促進補助金の場合 事業計画書及び交付決定通知書等の写し
ス	(1)オで埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金又は埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業 補助金の場合 実施計画書及び交付決定通知書等の写し
セ	横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
ソ	経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

- *1 「カーボンニュートラルの実現につながる設備投資」 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、
エネルギー使用量又は二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれる設備投資
- *2 「DXの推進のための設備投資」 企業がデジタルによって自らのビジネスを変革することで、原則と
して3年以内に企業の付加価値額又は経常利益を一定割合以上向上させる計画を策定し実行しようとする
ための設備投資
- *3 「補助金」 次のア又はイに掲げるものに限る。
 - ア 「中小企業等事業再構築促進補助金」 経済産業省の中小企業等事業再構築促進補助金の採択を受け
た補助事業者に対する補助金
 - イ 「埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金又は埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金」
埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金又は埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金の採
択を受けた補助事業者に対する補助金
- *4 「中小企業省力化投資補助金又は中小企業人手不足対応支援事業による補助金」 次のア又はイに掲げ
るものに限る。
 - ア 「中小企業省力化投資補助金」 経済産業省の中小企業省力化投資補助金の採択を受けた補助事業者
に対する補助金
 - イ 「中小企業人手不足対応支援事業による補助金」 埼玉県の中小企業人手不足対応支援事業による補
助金の採択を受けた補助事業者に対する補助金

6 産業創造資金 (経営革新計画促進貸付)

(1)融資対象者	特定事業者(*) 経営革新計画を県内で実施しようとする者(申込日以前1年以上継続して同一事業を営んでいる場合、申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有していることを要しない。)
(2)資金使途	設備資金、運転資金 計画の実施に必要なものに限る
(3)融資限度額	設備資金 1億円 (特定事業者の対象となる組合は4億円) 運転資金 1億円 設備資金と運転資金の併用 合計1億円 (特定事業者の対象となる組合は合計4億円)
(4)融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年1.5%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.4%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.3%以内
(5)融資期間	設備資金 1年超10年以内 運転資金 1年超7年以内
(6)償還方法	設備資金 2年以内据置元金均等月賦償還 運転資金 1年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.77%以内(経営革新関連保証) ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	特定事業者の対象となる組合以外 商工会議所・商工会 特定事業者の対象となる組合 中央会
(11)金融機関	取扱金融機関
(12)申込書添付書類(2部うち原本1部)	
ア	事業税等の納税証明書等
イ	最新2期分(2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分)の確定申告書(決算書)の写し
ウ	許認可等が必要な場合 許可書等の写し(第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取得後速やかに提出)
エ	設備資金の場合 見積書の写し、並びに必要なに応じてカタログ若しくは図面の写し
オ	建物建築・取得の場合 建築確認申請書及び建築確認済証の写し
カ	自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等
キ	賃借する建物の保証金等の場合 契約書の写し
ク	経営革新計画に係る承認書、承認申請書及び承認を受けた計画書の写し
ケ	横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
コ	経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

* 「特定事業者」 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する者

7 産業創造資金（事業承継特別貸付）

(1)融資対象者	中小企業者 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターがガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要な項目の全てについて満たしていると判断したもの ア 国の全国統一制度である事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号）2. 申込人資格要件（以下「資格要件」という。）に該当する者（事業承継特別保証） イ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。）第12条第1項第1号ニの認定を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日（*）において返済緩和している借入金がないもの（経営承継借換関連保証）
(2)資金使途	ア（1）ア資格要件（1）に該当する場合 設備資金（事業に不可欠であって、建物が存する土地の取得資金を含む。） 運転資金（保証人（個人に限る。イにおいて同じ。）を提供している既往借入金の返済資金を含む。） イ（1）ア資格要件（2）に該当する場合 運転資金（法人代表者の交代等前における保証人を提供している既往借入金の返済資金に限る。） ウ（1）イに該当する場合 運転資金（認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借り入れに係るもの）に限る。）
(3)融資限度額	設備資金 1億円 運転資金 1億円 設備資金と運転資金の併用 合計1億円
(4)融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年1.5%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.4%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.3%以内
(5)融資期間	設備資金 1年超10年以内 運転資金 1年超7年以内
(6)償還方法	1年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.20%～1.15%以内（（1）アは事業承継特別保証、（1）イは経営承継借換関連保証）
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	不要
(10)受付機関	取扱金融機関（既に申込者と与信取引を有しているものに限る。）
(11)金融機関	
(12)埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1-2) (2部) 添付書類 (2部うち原本1部)	
ア 事業税等の納税証明書等	
イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し（特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。）	
ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し（第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取得後速やかに提出）	
エ 設備資金の場合 見積書の写し、並びに必要なに応じてカタログ若しくは図面の写し	
オ 建物建築・取得の場合 建築確認申請書及び建築確認済証の写し	
カ 自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等	
キ 賃借する建物の保証金等の場合 契約書の写し	
ク 土地取得資金の場合 土地売買契約書の写し	
ケ 保証協会所定の事業承継計画書（（1）アの場合）	
コ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の提出書類の写し（（1）イの場合）	
サ 保証協会所定の財務要件等確認書	
シ 保証協会所定のガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し	
ス 保証協会所定の借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合）	

セ 保証協会所定の他行借換依頼書兼確認書（既往借入金を借り換える場合で受付金融機関以外からの借入金を含む場合）

- * 申込日が、法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業省が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。産業創造資金（事業承継支援貸付）（1）イにおいて同じ。

8 産業創造資金（事業承継支援貸付）

(1)融資対象者	中小企業者 次のアからウのいずれかに該当する者 ア 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社、同項第2号イ若しくはロの認定を受けた個人又は同項第1号イの認定を受けた会社の代表者（経営承継関連保証、経営承継準備関連保証又は特定経営承継関連保証） イ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受けた会社であつて、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの（経営承継準備関連保証） ウ 経営承継円滑化法第12条第1項第3号の認定を受けた事業を営んでいない個人（特定経営承継準備関連保証）
(2)資金使途	設備資金 経営承継円滑化法第12条第1項第1号、第2号又は第3号の認定を受けた議決権株式等又は事業用資産等（事業に不可欠であつて、建物が存する土地及び申込時において設置済みの設備を含む。）の取得のため必要なものに限る 運転資金 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ又は第2号イの認定を受けた事由のため必要なもの又は事業用資産等に限る（次のアからウに掲げるものを除く。） ア 相続税又は贈与税の納税資金 イ 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金 ウ 遺留分の減殺を受けた場合に事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金
(3)融資限度額	設備資金 1億円 運転資金 1億円 設備資金と運転資金の併用 合計1億円
(4)融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年1.7%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.6%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.5%以内
(5)融資期間	設備資金 1年超10年以内 運転資金 1年超7年以内
(6)償還方法	設備資金 2年以内据置元金均等月賦償還 運転資金 1年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内（(1)アは経営承継関連保証、経営承継準備関連保証又は特定経営承継関連保証、(1)イは経営承継準備関連保証、(1)ウは特定経営承継準備関連保証） ただし、(1)イの場合を除き、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、(1)イの場合又は横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	商工会議所・商工会
(11)金融機関	取扱金融機関
(12)申込書添付書類（2部うち原本1部）	ア 事業税等の納税証明書等 イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し（特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。） ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し（第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取後速やかに提出） エ 設備資金の場合 見積書の写し、並びに必要なに応じてカタログ若しくは図面の写し オ 建物建築・取得の場合 建築確認申請書及び建築確認済証の写し カ 自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等 キ 賃借する建物の保証金等の場合 契約書の写し ク (1)アの土地取得資金の場合 土地売買契約書の写し

ケ	次の(ア)及び(イ)に掲げる書類 (ア) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イからハ、第2号又は第3号の認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の提出書類の写し (イ) 保証協会所定の財務要件等確認書 ((1)イの場合に限る。)
コ	横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
サ	経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

9 産業創造資金 (社会貢献企業等優遇貸付)

(1)融資対象者	中小企業者、中小企業組合 次のアからキのいずれかに該当する者 ア 「埼玉県SDGsパートナー」に登録した者 イ 県が定める「多様な働き方実践企業」の認定を受けた者 ウ 県が定める「シニア活躍推進宣言企業」の認定を受けた者 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条に規定する法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用し、過去1年以内に新たに障害者を雇用したることについて県の確認を受けた者 オ 企業価値の向上に計画的に取り組む者(*1) カ 「パートナーシップ構築宣言」に登録し公表している者(*2) キ 事業継続計画(BCP)等を策定し、認定等を受けた者(*3)
(2)資金使途	設備資金、運転資金 ただし、(1)オにあつては、計画の実施に必要なものに限る
(3)融資限度額	設備資金 1億円(中小企業組合は4億円) 運転資金 1億円 設備資金と運転資金の併用 合計1億円(中小企業組合は合計4億円)
(4)融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年1.7%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.6%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.5%以内
(5)融資期間	設備資金 1年超10年以内 運転資金 1年超7年以内
(6)償還方法	設備資金 2年以内据置元金均等月賦償還 運転資金 1年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%~1.64%以内 ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	中小企業者 商工会議所・商工会 中小企業組合 中央会
(11)金融機関	取扱金融機関
(12)申込書添付書類(2部うち原本1部)	ア 事業税等の納税証明書等 イ 最新2期分(2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分)の確定申告書(決算書)の写し(特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む) ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し(第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取後速やかに提出) エ 設備資金の場合 見積書の写し、並びに必要なに応じてカタログ若しくは図面の写し オ 建物建築・取得の場合 建築確認申請書及び建築確認済証の写し カ 自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等 キ 賃借する建物の保証金等の場合 契約書の写し
	ク (1)アの場合 埼玉県SDGsパートナー登録証の写し ケ (1)イの場合 多様な働き方実践企業認定証の写し コ (1)ウの場合 シニア活躍推進宣言企業認定証の写し サ (1)エ 障害者雇用状況確認書(様式12) シ (1)オの場合 企業価値の向上に係る計画書(様式13) ス (1)カの場合 パートナーシップ構築宣言の写し セ (1)キの場合 国等の認定書の写し又は事業継続計画(BCP)等策定確認書(様式12-2)
	ソ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 タ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

*1 「企業価値の向上に計画的に取り組む者」 原則として3年以内に企業の付加価値額又は経常利益を一定割合以上向上させる計画を策定し実行しようとする者

*2 「『パートナーシップ構築宣言』に登録し公表している者」 パートナーシップ構築宣言ポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に「パートナーシップ構築宣言」を登録しており、当該ホームページ上で、その宣言の内容が確認できる者

- *3 「事業継続計画（BCP）等を策定し、認定等を受けた者」 事業継続計画（BCP）等を策定しその内容について経済産業大臣による事業継続力強化計画（連携事業継続力強化計画を含む。）の認定又は一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会によるレジリエンス認証を受けている者（いずれも計画期間中のものに限る。）。ただし、その他の事業継続計画（BCP）等であって、県の確認を受けた者は認定等を受けた者とみなす。

10 産業創造資金（海外投資貸付）

(1)融資対象者	中小企業者、中小企業組合 海外生産等の投資を行う者で、次のア及びイに該当するもの ア 県内に登記簿上及び実質上の本社（個人の場合は主たる事業所）が存在する者で、海外生産等の投資計画が、県内で営む事業と密接な関連があるもの イ 海外投資により、登記簿上のみの本社所在になる場合など、県内の事業が実質的に消滅するものではないこと
(2)資金用途	設備資金 次のアからエに掲げるものに限る ア 外国における支店、工場その他の事業所の設置又は拡張に要する資金 イ 申込者の出資割合が10%以上となる外国法人（申込者及び申込者が全額出資した子会社の出資割合の合計が10%以上となる場合を含む。ウにおいて同じ。）に係る株式の取得又は出資の引受けに要する資金（株式の取得及び出資の引受けは、海外における投資事業の経営への直接参加又は現地生産等を目的としたものに限るものとし、単なるキャピタルゲインを目的としたものは除く。エにおいて同じ。） ウ 申込者の出資割合が10%以上である外国法人に係る社債等の引受け又は当該外国法人に対する金銭の貸付に要する資金（金銭の貸付は、融資額の全額を転貸することとし、転貸の利息が(4)の融資利率以下であって、かつ、期間が(5)の融資期間を下回らない場合に限る。エにおいて同じ。） エ 申込者の出資割合が10%に満たない場合であっても、役員のパ遣、研修生の受入れなど人的関係が密接であって、長期にわたる原材料の供給や製品の販売、重要な製造技術の提供など物的関係も密接な関係にある外国法人に係る株式の取得若しくは出資、社債等の引受け又は当該外国法人に対する金銭の貸付に要する資金
(3)融資限度額	設備資金 1億円（中小企業組合は4億円）（海外直接投資額は申込者の国内有形固定資産の2分の1（年間売上高2億円以下の事業者にあつては、売上高の2分の1とその事業用有形固定資産の2分の1のいずれか少ない額）を限度とする。）
(4)融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年1.7%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.6%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.5%以内
(5)融資期間	設備資金 1年超10年以内
(6)償還方法	設備資金 2年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内、海外投資関係保証は年0.97%以内 ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	中小企業者 商工会議所・商工会 中小企業組合 中央会
(11)金融機関	取扱金融機関
(12)申込書添付書類（2部うち原本1部）	ア 事業税等の納税証明書等 イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し（特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。） ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し（第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取後速やかに提出） エ 証券取得の場合 海外直接投資に係る証券取得に関する計画書(様式16-1) オ 金銭の貸付の場合 海外直接投資に係る金銭の貸付に関する計画書(様式16-2) カ 支店等の設置又は拡張の場合 外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書(様式16-3) キ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 ク 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

1 1 産業創造資金（産業立地貸付）

(1)融資対象者	<p>次のアからエのいずれかに該当する者</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に該当する者（第3の1(2)に該当することを要しない。）（本社・ホテル立地）</p> <p>(ア) 申込日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいる者で、企業活動を統括し経営方針・事務管理の中核としての意思決定を行う本社機能又は県域を越えた地域を管轄し本社から権限の一部を委任され地域を限定した経営方針・事務管理に係る意思決定を行う支社機能を県内に新しく設置しようとするものであって、おおむね純資産が2億円以上で、直近2年間の決算において連続して経常利益を計上し、直近の決算において繰越欠損がないもの</p> <p>(イ) 県内にホテル(*1)を設置しようとする者(申込日以前1年以上ホテルを営んでいる者が当該ホテルの業務の運営を行う場合に限る。)</p> <p>イ 申込日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいる者又は申込日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいる親会社が設立した子会社であって、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するもの（第3の1(2)に該当することを要しない。）（工場・研究所立地）</p> <p>(ア) 県内で敷地面積1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、かつ、建築面積500㎡以上の工場(*2)を建築又は取得しようとする者</p> <p>(イ) 県内で敷地面積が9,000㎡以上又は生産施設の建築面積が3,000㎡以上となるような、工場の建築、取得又は敷地の拡張を行おうとする者</p> <p>(ウ) 計画的に整備され、かつ、不特定企業を対象に一般公募により分譲された県内の工業団地等に工場を建築又は取得しようとする者</p> <p>(エ) 県内で敷地面積が1,000㎡以上となるような、新製品、新技術、学術等の研究開発又は調査を行うための研究施設の建築、取得又は敷地の拡張を行おうとする者</p> <p>ウ 申込日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいる者又は申込日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいる親会社が設立した子会社であって、次の(ア)又は(イ)に該当するもの（第3の1(2)に該当することを要しない。）（物流施設立地）</p> <p>(ア) 計画的に整備され、かつ、不特定企業を対象に一般公募により分譲された県内の工業団地等に物流施設(*3)を建築又は取得しようとする者</p> <p>(イ) 県内で敷地面積1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、かつ、建築面積500㎡以上の物流施設を建築又は取得しようとする者</p> <p>エ 次の(ア)又は(イ)に該当する者（工場等移転）</p> <p>(ア) 工場又は物流施設を住工混在地域から工場適地(*4)に全面移転（同一敷地内にある関連施設を全て移転すること。）する中小企業者</p> <p>(イ) 公共事業(*5)の施行に伴い事業所を移転・改築する者</p>
(2)資金使途	<p>設備資金 次のアからオに掲げる設備の取得資金であって、かつ、立地・移転等に必要なものに限る</p> <p>ア 建物及びその附属設備</p> <p>イ 構築物</p> <p>ウ 土地のうち(1)のイからエに係るものであって、かつ、所有権移転の日又は条件付売買契約による占有開始日から2年以内に建築等に着手（公共団体等が造成する産業団地等で特約が定められている場合は当該特約に従う。）するもの（一定期間経過後に残金を支払う条件付売買契約に基づいて引渡時に全額代金を支払っていない場合、残金支払前は設置済みでないとみなす。）</p> <p>エ 機械及び装置のうち当該資金対象の建物と一体的に整備する創エネ設備、省エネ設備、又は蓄エネ設備であって、製造又は加工修理工程を形成しないもの</p> <p>オ 土地建物等の賃借に伴う保証金等のうち(1)ア又は(1)エ(イ)に係るもの</p>
(3)融資限度額	<p>(1)アからウ 20億円（申込時に支払済みの設備も含めて計算した立地に要する対象経費の70%以内。ただし、土地取得資金及び建物に係る資金を同時に申し込む場合はそれぞれの対象経費の70%の合計以内）</p> <p>(1)エ 2億円（移転・改築に必要な設備資金から土地・建物等補償額を控除した額以内）</p>
(4)融資利率	<p>融資期間が5年超15年以内の場合 年1.9%以内 （信用保証を付する場合、年1.8%以内）</p> <p>融資期間が3年超5年以内の場合 年1.8%以内 （信用保証を付する場合、年1.7%以内）</p>

	融資期間が1年超3年以内の場合 年1.7%以内 (信用保証を付する場合、年1.6%以内)
(5)融資期間	1年超12年以内(ただし、融資実行額が10億円を超える場合は1年超15年以内)
(6)償還方法	2年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	取扱金融機関との協議により定める 保証を付する場合、保証料率は年0.45%~1.59%以内 ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	県(産業労働部金融課)
(11)金融機関	取扱金融機関
(12)埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1-3)(2部(保証を付する場合は3部))添付書類(2部(保証を付する場合は3部)うち原本1部)	
ア 事業税等の納税証明書等	
イ 最新2期分(2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分)の確定申告書(決算書)の写し(特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。)	
ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し(第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取得後速やかに提出)	
エ 設備資金の見積書の写し、並びに必要なに応じてカタログ若しくは図面の写し	
オ 土地取得資金の場合 売買契約書の写し	
カ 建物建築・取得の場合 請負契約書若しくは売買契約書の写し並びに建築確認申請書及び建築確認済証の写し	
キ 自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等	
ク 賃借する建物の保証金等の場合 契約書の写し	
ケ 法人の場合 登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し	
コ (1)ア(ア)の場合 本社機能又は支社機能新設計画書(様式は任意。企業全体の組織構成、本社機能又は支社機能の設置理由、組織構成、事業内容、人員配置、施設規模、事業費、資金調達方法、工事期間、移転時期等を明記)	
サ (1)ア(イ)の場合 ホテル設置計画書(様式は任意。設置理由、経営方針、既存ホテル概要、施設概要、*1の基準・旅館業法等に係る確認事項、事業費、資金調達方法、工事期間、開業時期等を明記)	
シ (1)イ(ア)~(ウ)の場合 工場立地に係る各市町村への届出書(当該届出に対して市町村の意見等が付された場合には、その意見等の内容が記載された書類を含む。)の写し(工場立地法で定める市町村への届出対象に該当しない工場の建築、取得又は敷地の拡張を行う場合は、埼玉県産業創造資金(産業立地貸付)工場新設(変更)計画申出書(様式18))	
ス (1)イ(エ)の場合 研究施設新設等計画書(様式は任意。設置理由、事業(研究)内容、施設規模、事業費、資金調達方法、工事期間、移転時期等を明記)	
セ (1)イ・ウで子会社の場合 会社概要説明書(様式は任意。子会社設立の経緯・理由、親会社の子会社に対する出資割合及び役員の出向状況、その他親会社の子会社に対する関与を示す事項等を明記)	
ソ (1)ウで埼玉県企業局が造成分譲する産業団地に新設する場合 工業用地譲受申込書の写し	
タ (1)ウで既存施設を取得する場合又は埼玉県企業局が造成分譲する産業団地以外に新設する場合 埼玉県産業創造資金(産業立地貸付)物流施設新設(取得)計画書(様式19)	
チ (1)エ(ア)の場合 住工混在地域であること及び工場適地への移転であることを証明できる書類	
ツ (1)エ(イ)の場合 補償契約書の写し	
テ (1)エで土地取得資金のみの場合 購入する土地の登記事項証明書の写し及び工場建設計画書(様式は任意。移転理由、事業内容、施設規模、事業費、資金調達方法、工事期間、移転時期等を明記)	
ト 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書	
ナ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	

*1 「ホテル」 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業の用に供する施設であって、次のアからウの全ての基準に該当するもの
ア 原則として100室以上の客室を設けること
イ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第6条第1項に掲げる国土交通大臣の登録基準のうち次の①から⑤の全ての基準をおおむね満たすもの

- ① 基準客室（床面積が通常1人で使用する客室では9㎡以上、その他の客室では13㎡以上あること等）の設置
 - ② ロビー（収容人数に相応した規模等）の設置
 - ③ 食堂（収容人数に相応した規模、客室収容人数×0.2㎡等）の設置
 - ④ その他、快適性及び利便性の確保のため必要と認められる施設の設置
 - ⑤ 外客接遇主任者を選任すること
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業又はそれに類する形態の業を営むものである等、設置することが適当でないこと知事が認めるものでないこと
- *2 「工場」 原則として日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）の製造業又は情報サービス業の用に供する施設
- *3 「物流施設」 物流の効率化を図るために設ける流通倉庫、配送・物流センター、ロジスティックセンター等の施設であつて、原材料・製品の貯蔵・保管のほか、製品の小分け・包装・値札付け作業等の物流加工、流通全体の管理運営等を行うため、物資の流通加工、集配、保管等を行うための施設を有すること
- *4 「工場適地」 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域、地方公共団体若しくは独立行政法人都市再生機構が造成した工業団地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条に基づき実施計画を定められた地区
- *5 「公共事業」 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げる事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業又は知事が指定する公共事業

12 経営安定資金（大臣指定等貸付）

(1)融資対象者	<p>中小企業者、中小企業組合 次のアからエのいずれかに該当する者（イ又はウに該当し、県内で客観的に事業に着手していると認められる場合、第3の1(2)に該当することを要しない。）</p> <p>ア 法第2条第5項第1号又は第2号の規定に基づく特定中小企業者（指定企業関連）</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者（災害復旧関連）</p> <p>(ア) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害を受けた者のうち災害関係保証を利用するもの（激甚災害）</p> <p>(イ) 法第2条第5項第3号又は第4号の規定に基づく特定中小企業者（大臣指定災害）</p> <p>(ウ) 法第2条第6項の規定に基づく特例中小企業者（大臣指定危機）</p> <p>ウ 法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者（特定業種関連）</p> <p>エ 法第2条第5項第6号の規定に基づく特定中小企業者（金融円滑化関連）</p>
(2)資金使途	<p>設備資金 次のア又はイに掲げるものに限る</p> <p>ア (1)イ(ア)の災害の復旧に必要なもの（土地建物等の賃借に伴う保証金等は除く。）</p> <p>イ (1)イ(イ)及び(ウ)の経営の安定に必要なもの</p> <p>運転資金 次のア又はイに掲げるものに限る</p> <p>ア (1)イ(ア)の災害の復旧に必要なもの</p> <p>イ (1)のうちイ(ア)以外の経営の安定に必要なもの（(1)エの破綻金融機関等との取引に係る借入金の返済資金を含む。）</p>
(3)融資限度額	<p>融資限度額は関連ごととする。なお、平成20年3月31日以前実行分の経営安定資金の残高がある場合、*1のとおりとする</p> <p>設備資金 8,000万円（災害復旧関連に限る。中小企業組合は1億円）</p> <p>運転資金 8,000万円（(1)アのうち取引先の再生手続開始申立等(*2)の影響による場合、当該取引先企業から回収不能となった債権額を限度とする。）</p> <p>設備資金と運転資金の併用 合計1億6,000万円（災害復旧関連に限る。中小企業組合は合計1億8,000万円）</p>
(4)融資利率	<p>融資期間が5年超10年以内の場合 年1.5%以内（特定関連業種は年1.6%以内）</p> <p>融資期間が3年超5年以内の場合 年1.4%以内（特定関連業種は年1.5%以内）</p> <p>融資期間が1年超3年以内の場合 年1.3%以内（特定関連業種は年1.4%以内）</p>
(5)融資期間	<p>設備資金 1年超10年以内（災害復旧関連に限る。）</p> <p>運転資金 1年超10年以内</p>
(6)償還方法	<p>1年以内据置元金均等月賦償還（災害復旧関連の場合、2年以内据置元金均等月賦償還）</p>
(7)信用保証	<p>付する。保証料率は年0.80%以内（経営安定関連保証・災害関係保証・危機関連保証）、特定業種関連の場合年0.68%以内（経営安定関連保証）</p> <p>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</p>
(8)担保	<p>取扱金融機関及び保証協会との協議により定める</p>
(9)保証人	<p>個人 原則として不要</p> <p>法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要</p> <p>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</p>
(10)受付機関	<p>中小企業者 商工会議所・商工会</p> <p>中小企業組合 中央会</p>
(11)金融機関	<p>取扱金融機関</p>
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	<p>ア 事業税等の納税証明書等（災害復旧関連及び特定業種関連については、納期限が到来している場合）</p> <p>イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し（特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。災害復旧関連及び特定業種関連の場合、1期目の決算又は確定申告が終了していないものは不要）</p> <p>ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し（第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取得後速やかに提出）</p> <p>エ 設備資金の場合 見積書の写し、並びに必要なに応じてカタログ若しくは図面の写し</p> <p>オ 建物建築・取得の場合 建築確認申請書及び建築確認済証の写し</p> <p>カ 自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等</p> <p>キ 市町村長の発行する特定中小企業者又は特例中小企業者であることについての認定書（災害関係保証を</p>

利用する場合、市町村長等の発行する罹災証明書)

ク 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書

ケ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

*1 次のアからエに掲げる貸付の平成20年3月31日以前実行分の残高がある場合、それぞれ当該各号に定める関連ごとの残高に含める。

ア 指定企業関連貸付(大臣指定) (1)ア指定企業関連

イ 災害復旧貸付(大臣指定) (1)イ災害復旧関連

ウ 特定業種貸付(大臣指定) (1)ウ特定業種関連

エ 金融円滑化貸付(6号) (1)エ金融円滑化関連

*2 「再生手続開始申立等」 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由

12の2 経営安定資金（知事指定等貸付）

(1)融資対象者	中小企業者、中小企業組合 次のアからエのいずれかに該当する者 ア 知事が埼玉県中小企業経営安定対策要綱に基づいて指定した企業に関連する者（指定企業関連） イ 埼玉県内で災害を受け、市町村等の罹災証明を受けた者（県内で客観的に事業に着手していると認められる場合、第3の1(2)に該当することを要しない。）（災害復旧関連） ウ 知事が指定する業種（知事指定特定業種）に属する者であって、最近3か月の平均売上高が前年同期と比較して5%以上減少しているもの（特定業種関連） エ 法第2条第5項第7号又は第8号の規定に基づく特定中小企業者（金融円滑化関連）
(2)資金使途	設備資金 (1)イの災害の復旧に必要なものに限る（土地建物等の賃借に伴う保証金等は除く。） 運転資金 次のア又はイに掲げるものに限る ア (1)イの災害の復旧に必要なもの イ (1)のうちイ以外の経営の安定に必要なもの
(3)融資限度額	融資限度額は関連ごととする。なお、平成20年3月31日以前実行分の経営安定資金の残高がある場合、*のとおりとする 設備資金 8,000万円（災害復旧関連に限る。中小企業組合は1億円） 運転資金 8,000万円（(1)アの場合、当該取引先企業から回収不能となった債権額を限度とする。） 設備資金と運転資金の併用 合計1億6,000万円（災害復旧関連に限る。中小企業組合は合計1億8,000万円）
(4)融資利率	融資期間が5年超10年以内の場合 年1.6%以内 融資期間が3年超5年以内の場合 年1.5%以内 融資期間が1年超3年以内の場合 年1.4%以内
(5)融資期間	設備資金 1年超10年以内（災害復旧関連に限る。） 運転資金 1年超10年以内
(6)償還方法	1年以内据置元金均等月賦償還（災害復旧関連の場合、2年以内据置元金均等月賦償還）
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.59%以内、金融円滑化関連の場合、年0.68%以内（経営安定関連保証） ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	中小企業者 商工会議所・商工会 中小企業組合 中央会
(11)金融機関	取扱金融機関
(12) 申込書添付書類（2部（ケは3部）うち原本1部）	ア 事業税等の納税証明書等（災害復旧関連については、納期限が到来している場合） イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し（特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。災害復旧関連の場合、1期目の決算又は確定申告が終了していないものは不要） ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し（第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等を取得後速やかに提出） エ 設備資金の場合 見積書の写し、並びに必要なに応じてカタログ若しくは図面の写し オ 建物建築・取得の場合 建築確認申請書及び建築確認済証の写し カ 自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等 キ (1)アの場合 商工会議所・商工会及び中央会の認定する債権額申告書(様式20) ク (1)イの場合 市町村長等の発行する罹災証明書 ケ (1)ウの場合 商工会議所・商工会及び中央会の発行する経営安定資金知事指定等貸付特定業種関連に係る認定書(様式21) コ (1)エの場合 市町村長の発行する特定中小企業者であることについての認定書 サ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 シ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

* 次のアからエに掲げる貸付の平成20年3月31日以前実行分の残高がある場合、それぞれ当該各号に定める関連ごとの残高に含める。

- | | |
|-------------------|-------------|
| ア 指定企業関連貸付(知事指定) | (1)ア指定企業関連 |
| イ 災害復旧貸付(市町村り災証明) | (1)イ災害復旧関連 |
| ウ 特定業種貸付(知事指定) | (1)ウ特定業種関連 |
| エ 金融円滑化貸付(7号・8号) | (1)エ金融円滑化関連 |

1 3 伴走支援型経営改善資金 (削除)

1.4 要件緩和型経営安定資金<経営あんしん資金>

(1)融資対象者	<p>中小企業者、中小企業組合 次のアからオのいずれかに該当する者（オに該当し、県内で客観的に事業に着手していると認められる場合、第3の1（2）に該当することを要しない。）</p> <p>ア 最近3か月（原則として申込月の直近の3か月をいう。以下同じ。）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少している者。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあつては、直近期とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率の比較によることができる</p> <p>イ 今後3か月（申込月の翌月を含めたいずれかの連続する3か月をいう。）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少することが融資申込時において確実に見込まれる者。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあつては、申込日の属する期の決算見込とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率の比較によることができる</p> <p>ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、最近1か月（原則として申込月の直近の1か月をいう。以下同じ。）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少している者</p> <p>エ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、今後1か月（原則として申込月の翌月をいう。）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少することが融資申込時において確実に見込まれる者</p> <p>オ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、創業1年1か月未満であること等により最近1か月の売上高、売上総利益率又は営業利益率を前年同月と比較することが困難な者であつて、最近1か月の売上高、売上総利益率又は営業利益率が最近3か月の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率と比較して減少している者</p>
(2)資金使途	運転資金
(3)融資限度額	8,000万円
(4)融資利率	<p>融資期間が5年超10年以内の場合 年1.8%以内</p> <p>融資期間が3年超5年以内の場合 年1.7%以内</p> <p>融資期間が1年超3年以内の場合 年1.6%以内</p>
(5)融資期間	1年超10年以内
(6)償還方法	1年以内据置元金均等月賦償還（知事が指定した特別な災害等の影響を受けている場合、2年以内据置元金均等月賦償還）
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内 ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乘せする
(8)担保	原則不要
(9)保証人	<p>個人 原則として不要</p> <p>法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、横断的制度を適用する場合は不要</p>
(10)受付機関	<p>中小企業者 商工会議所・商工会</p> <p>中小企業組合 中央会</p>
(11)金融機関	取扱金融機関
(12)申込書添付書類（2部（エは3部）うち原本1部）	<p>ア 事業税等の納税証明書等（納期限が到来している場合）</p> <p>イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し（特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。1期目の決算又は確定申告が終了していないものは不要。）</p> <p>ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し</p> <p>エ 経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書（様式22-1～6）</p> <p>オ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</p> <p>カ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</p>

14の2 要件緩和型経営安定資金<経営あんしん資金>【経営改善おうえん特例】

(1)融資対象者	<p>中小企業者、中小企業組合 次のアからウの全てに該当する者</p> <p>ア 融資実行日から1年以上経過している借換対象資金(*1)の融資残高がある者</p> <p>イ 本資金の利用により経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分ある者 (再借換の場合、「本資金の利用により」とあるのは「本資金利用後の毎月の元金返済額が借換え前の元金返済額に比べて軽減されることにより」と読み替える。)</p> <p>ウ 以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 法第2条第5項第5号の規定による認定を受けている者(*2)</p> <p>(イ) 次のaからgのいずれかに該当する者(*2)(*3)</p> <p>a 最近1か月の売上が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している者</p> <p>b 最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>c 最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>d 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>e 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>f 最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>g 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p>
(2)資金使途	<p>運転資金</p> <p>融資実行日から1年以上経過している借換対象資金の借換えに要する資金及び必要に応じた新規運転資金(複数の借入れを一本化する場合にあつては、これに加えて、融資実行日から1年を経過していない借換対象資金の借換えに要する資金を含めることができる。)とする。ただし、次のアからエのいずれかに該当する資金は借換の対象としない</p> <p>ア 保証協会の管理上、事故扱いになっているもの</p> <p>イ 元本返済又は利息支払に延滞が生じているもの</p> <p>ウ 最長融資期間(*4)を超えているもの</p> <p>エ 再借換したもの(*5)</p> <p>また、中小企業組合が新規運転資金を利用する場合は、共同生産、共同販売、共同購入等共同事業の実施に必要な資金に限る</p>
(3)融資限度額	8,000万円(既往借入金、必要に応じた新規運転資金、及び借換時に支払う信用保証料相当額の合計を限度とする。)
(4)融資利率	<p>融資期間が5年超10年以内の場合 年1.6%以内</p> <p>融資期間が3年超5年以内の場合 年1.5%以内</p> <p>融資期間が1年超3年以内の場合 年1.4%以内</p>
(5)融資期間	1年超10年以内
(6)償還方法	1年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	<p>付する。保証料率は次のアからイとする。</p> <p>ア(1)ウ(ア)の場合 年0.68%以内(経営安定関連保証)</p> <p>イ(1)ウ(イ)の場合 年0.45%~1.64%以内</p> <p>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</p>
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	<p>個人 原則として不要</p> <p>法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要</p> <p>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</p>
(10)受付機関	取扱金融機関
(11)金融機関	既往借入金と同一の取扱金融機関
(12)申込書添付書類(2部うち原本1部)	<p>ア 事業税等の納税証明書等</p> <p>イ 最新2期分(2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分)の確定申告書(決算書)の写し(特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。)</p>

ウ	許認可等が必要な場合	許可書等の写し
エ	事業計画書（様式6）	
オ	（1）ウ（ア）の場合 市町村長の発行する特定中小企業者であることについての認定書	
カ	（1）ウ（イ）の場合 売上高減少要件確認書（様式44-1）、売上高総利益率減少要件確認書（様式44-2）又は売上高営業利益率減少要件確認書（様式44-3）	
キ	横断的制度を適用する場合	保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
ク	経営者保証を提供する場合	保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

- * 1 「借換対象資金」 保証協会の保証が付されていないものを除く以下の資金（貸付）事業資金（短期貸付を除く。）、小規模事業資金（借換制度によるものを含む。ただし、再借換は除く。）、起業家育成資金、女性・若者経営者支援資金（女性経営者支援資金として融資されたものを含む。）、設備投資促進資金（企業成長サポート資金、企業成長設備資金として融資されたものを含む。）、産業創造資金（経営革新計画促進融資、エネルギー対策強化融資を含む。また、産業立地資金、事業承継資金として融資されたものを含む。）、経営安定資金、経営あんしん資金、新型コロナウイルス感染症対応資金、経営支援特別融資、スーパーサポート資金、借換資金、緊急借換資金、伴走支援型経営改善資金
- * 2 法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。
- * 3 法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。
- * 4 最長融資期間には、県と保証協会との間で締結する損失補償契約の対象となる保証期間を含む。
- * 5 小規模事業資金の借換制度、借換資金及び緊急借換資金により借り換えたものを借換資金で借り換えた場合を含む。

15 企業パワーアップ資金

(1)融資対象者	<p>中小企業者 次のアからウの全てに該当する者であって、①から④のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 金融機関からの支援が得られており、今後も継続支援が確実なこと</p> <p>イ 経営改善計画の実行が確実であり、償還確実性が認められること</p> <p>ウ 経営者が企業の再生に強い意志を持っていること</p> <p>① 彩の国中小企業支援ネットワークに設置された経営サポート会議を経て経営改善に取り組もうとする者であって、経営改善計画を策定したもの</p> <p>② 埼玉県中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社整理回収機構の支援を受けて経営改善計画を策定した者</p> <p>③ 二期連続経常赤字又は債務超過の者であって、金融機関と連携して経営改善計画を策定したもの</p> <p>④ 二期連続実質赤字（経常損益は黒字だが、在庫の再評価などにより、金融機関が実質的に赤字と判断するもの）又は実質債務超過（資産を時価評価した場合、金融機関が実質的に債務超過と判断するもの）の者であって、金融機関と連携して経営改善計画を策定したもの</p>
(2)資金使途	<p>設備資金</p> <p>運転資金（借入金の返済資金については、新規運転資金も併せて借り入れる場合に限る。）</p>
(3)融資限度額	<p>設備資金 2億8,000万円</p> <p>運転資金 2億8,000万円</p> <p>設備資金と運転資金の併用 合計2億8,000万円</p>
(4)融資利率	取扱金融機関の所定利率
(5)融資期間	<p>設備資金 1年超10年以内</p> <p>運転資金 1年超10年以内</p>
(6)償還方法	1年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	<p>付する。保証料率は年0.45%～1.59%以内、経営安定関連保証は年0.68%以内又は年0.80%以内、危機関連保証は年0.80%以内</p> <p>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</p>
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	<p>個人 原則として不要</p> <p>法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要</p> <p>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</p>
(10)受付機関 (11)金融機関	取扱金融機関（県外支店を除く。）であって、知事が指定したもの
(12)埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1-2) (2部) 添付書類 (2部うち原本1部)	<p>ア 事業税等の納税証明書等</p> <p>イ 最新2期分の確定申告書(決算書)の写し(特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。)</p> <p>ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し(第3の1(4)ただし書の場合は当該許認可等取得後速やかに提出)</p> <p>エ 設備資金の場合 見積書の写し、並びに必要なに応じてカタログ若しくは図面の写し</p> <p>オ 建物建築・取得の場合 建築確認申請書及び建築確認済証の写し</p> <p>カ 自己所有でない建物の改装等の場合 賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等</p> <p>キ 賃借する建物の保証金等の場合 契約書の写し</p> <p>ク 経営改善計画書(パワーアップ資金)(様式23をひな形とする。)</p> <p>ケ 経営安定関連保証利用の場合 市町村長の発行する特定中小企業者であることについての認定書</p> <p>コ 危機関連保証利用の場合 市町村長の発行する特例中小企業者であることについての認定書</p> <p>サ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</p> <p>シ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</p>

16 借換資金（再借換を含む。）

(1)融資対象者	中小企業者、中小企業組合 次のア及びイに該当する者 ア 融資実行日から1年以上経過している借換対象資金(*1)の融資残高がある者 イ 借換資金の利用により経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分ある者（再借換の場合、「借換資金の利用により」とあるのは「借換資金利用後の毎月の元金返済額が借換え前の元金返済額に比べて軽減されることにより」と読み替える。）
(2)資金使途	運転資金 融資実行日から1年以上経過している借換対象資金の借換えに要する資金及び必要に応じた新規運転資金（複数の借入れを一本化する場合にあつては、これに加えて、融資実行日から1年を経過していない借換対象資金の借換えに要する資金を含めることができる。）とする。ただし、次のアからエのいずれかに該当する資金は借換えの対象としない ア 保証協会の管理上、事故扱いになっているもの イ 元本返済又は利息支払に延滞が生じているもの ウ 最長融資期間（*2）を超えているもの エ 再借換したもの（*3） また、中小企業組合が新規運転資金を利用する場合は、共同生産、共同販売、共同購入等共同事業の実施に必要な資金に限る
(3)融資限度額	1億円（既往借入金、必要に応じた新規運転資金、及び借換時に支払う信用保証料相当額の合計を限度とする。）
(4)融資利率	取扱金融機関の所定利率
(5)融資期間	1年超10年以内
(6)償還方法	1年以内据置元金均等月賦償還
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内、経営安定関連保証は年0.68%以内又は年0.80%以内、危機関連保証は年0.80%以内 ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、横断的制度を適用する場合は不要
(10)受付機関	中小企業者 商工会議所・商工会 中小企業組合 中央会
(11)金融機関	既往借入金と同一の取扱金融機関
(12)申込書添付書類（2部（エは3部）うち原本1部）	ア 事業税等の納税証明書等 イ 最新2期分（2期目の確定申告又は決算が終了していない者は1期分）の確定申告書（決算書）の写し（特定非営利活動法人の場合は事業報告書等の写しを含む。） ウ 許認可等が必要な場合 許可書等の写し エ 事業計画書（様式6） オ 経営安定関連保証利用の場合 市町村長の発行する特定中小企業者であることについての認定書 カ 危機関連保証利用の場合 市町村長の発行する特例中小企業者であることについての認定書 キ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 ク 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

- *1 「借換対象資金」 保証協会の保証が付されていないものを除く以下の資金（貸付）
事業資金（短期貸付を除く。）、小規模事業資金（借換制度によるものを含む。ただし、再借換は除く。）、起業家育成資金、女性・若者経営者支援資金（女性経営者支援資金として融資されたものを含む。）、設備投資促進資金（企業成長サポート資金、企業成長設備資金として融資されたものを含む。）、産業創造資金（経営革新計画促進融資、エネルギー対策強化融資を含む。また、産業立地資金、事業承継資金として融資されたものを含む。）、経営安定資金、経営あんしん資金、新型コロナウイルス感染症対応資金、経営支援特別融資、スーパーサポート資金、借換資金、緊急借換資金、伴走支援型経営改善資金
- *2 最長融資期間には、県と保証協会との間で締結する損失補償契約の対象となる保証期間を含む。
- *3 小規模事業資金の借換制度及び緊急借換資金により借り換えたものを借換資金で借り換えた場合を含む。

第5 融資手続き

- 1 申込者は、申込書4部（金融機関が受付機関となる資金にあつては、申込書（様式1-2）2部、県が受付機関になる資金にあつては、申込書（様式1-3）2部（保証を付する場合は3部））に第4の各項(12)で定める申込書添付書類を添えて、原則として申込者本人（法人の場合は代表者とする。）が受付機関に提出する。ただし、本人の制度融資申込みの意思及び申込内容が明確である場合に限り、従業員、法人の役員又は申込みを委任された関係者が代理で提出することができる。この場合、受付機関は、必要に応じて申込者本人に対して電話等により意思確認を行うこととする。
- 2 受付機関は、個人情報の取扱いに係る説明書を申込者に交付し、同意の意思を確認した上で申込書及び添付書類の記載内容等を確認し、次の各号に掲げる場合に定めるとおり書類作成等を行い、要綱に合致すると認められる場合には申込書に受付印を押印して受け付ける。また、作成した書類も併せて申込書4部のうち1部を申込者に、2部を申込者経由で取扱金融機関に送付し、1部を最長融資期間の間、保管する。

受付の際には、要綱上の要件だけではなく、金融機関や保証協会の審査に係る事項等についても指導・助言に努めるものとする。

なお、申込者から取下げの申し出があった場合は、申込者に取下書(様式24)を提出させ、3年間保管する。

 - (1) 中小企業組合が申込者の事業資金（一般貸付） 埼玉県事業資金（中小企業組合向け一般貸付） 推薦書(様式25)を作成する。
 - (2) 小規模事業資金・起業家育成資金（開業後1年以上の場合又は分社化を除く。） 次のア又はイに定める事項を確認し、埼玉県中小企業制度融資申込書の受付機関記入欄に必要事項を記載する。
 - ア 小規模事業資金で個人事業者が特別小口保険利用を希望する場合 利用の可否
 - イ 小規模事業資金・起業家育成資金（開業後1年以上の場合又は分社化を除く。）の場合 次の(ア)から(オ)の事項の該当の有無。（いずれも該当しない場合は、現地調査を実施して現地調査報告書(様式26)を作成し、原本1部・写し1部を密封した封筒に入れて申込者経由で取扱金融機関に送付し、写し1部を保管する。ただし、取扱金融機関の承諾を得た場合にあっては、電磁的方法を用いた取扱金融機関への送信をもって、密封した封筒に入れた申込者経由での取扱金融機関への送付に代えることができる。）
 - (ア) 申込者と取扱金融機関又は日本政策金融公庫との間に事業上の貸付、手形割引若しくは当座預金の取引が申込日以前1年間に通算して6か月以上ある。
 - (イ) 受付機関が引き続き6か月以上経営指導を行っている。
 - (ウ) 受付機関が最近1年以内に申込者から制度融資又は日本政策金融公庫の融資の申込を受け付け、融資実行の実績を確認している。
 - (エ) 申込者が商工会議所・商工会の会員であり、会員としての期間が1年以上経過している。
 - (オ) その他受付機関が営業実態を把握していると判断できる。
 - (3) 設備投資促進資金 設備投資促進資金に係る認定書（様式14-1、3、4）を作成する。
 - (4) 産業創造資金（産業立地貸付） 受付機関である県は、申込書及び添付書類の記載内容等を審査し、融資対象の適否及び融資対象金額を決定するとともに、必要に応じて条件を付して埼玉県産業創造資金（産業立地貸付） 審査結果通知書(様式27-1~3)により申込者及び取扱金融機関に通知する。
 - (5) 経営あんしん資金 経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書（様式22-1~6）を作成する。
- 3 商工会議所・商工会及び中央会は、次の各号に掲げる資金の申込者（商工会議所・商工会にあつては中小企業者、中央会にあつては中小企業組合）に対し、各号に定めるとおり書類作成等を行う。
 - (1) 経営安定資金（知事指定等貸付） 指定企業関連 申込者が作成した債権額申告書（様式20）の認定を行う。
 - (2) 経営安定資金（知事指定等貸付） 特定業種関連 経営安定資金知事指定等貸付特定業種関連に係る認定書(様式21)を作成する。
- 4 取扱金融機関は、申込者が提出した申込書等に基づいて審査し、融資することが適当であると認めるときで、信用保証を付する融資にあつては、保証協会に対して申込書2部のうち1部を送付するとともに保証依頼を行う。また、融資実行までに申込者に埼玉県中小企業制度融資に関する特約書(様式28)をひな形とする。)を提出させ、償還が完了するまで保管する。

融資することが適当でないとき、融資・保証拒絶書(様式29)により申込者及び受付機関に通知する。

- 5 保証協会は、取扱金融機関からの保証依頼に基づいて保証の適否を審査し、保証することが適当であると認めるときは、信用保証書を取扱金融機関に交付し、保証することが適当でないと認めるときは、その旨を融資・保証拒絶書により申込者、受付機関及び取扱金融機関に通知する。

第6 融資実行後等の手続き

- 1 受付機関は、次の各号に掲げる場合、各号に定めるとおりとする。
- (1) 事業資金(短期貸付)について組合員から申込みを受け付けた認定組合 埼玉県事業資金(短期貸付)組合員融資受付報告書(様式30)を商工会議所・商工会に提出する。
 - (2) 申込者が融資対象設備を設置(土地の取得を含む。)し、当該設備に要した融資に係る経費の支払いを完了したとき 申込者に証拠書類(土地の取得の場合、建築する建物の建築確認申請書・建築確認済証及び登記事項証明書の写し)とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届(様式31)(産業創造資金(産業立地貸付)の場合、埼玉県産業創造資金(産業立地貸付)設備完了届(様式32))を提出させ、資金用途についての確認を行い、最長融資期間の間、保管する。
 - (3) 設備投資促進資金について申込者が建物の建設用地の取得を資金用途として利用した場合で、建物の取得に要する資金を当該資金以外で調達する場合 当該建物の引渡しを受けてから1か月以内に建築確認申請書・建築確認済証及び登記事項証明書の写しを提出させ、最長融資期間の間、保管する。
- 2 取扱金融機関は、融資実行後、速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式33)を受付機関に提出し、次の各号に掲げる場合は、各号に定めるとおりとする。
- (1) 事業資金(短期貸付) 埼玉県事業資金(短期貸付)融資報告書・集計表(様式34-1~3)を四半期ごとに県に提出する。
 - (2) 事業資金(短期貸付)・産業創造資金(産業立地貸付)(産業立地資金として融資されたものを含む。) 毎年4月、8月、10月、2月及び3月の各末日現在融資残高(信用保証を付していない融資に限る。)を埼玉県中小企業制度融資貸付残高報告書(様式39)により県に報告する。
 - (3) 産業創造資金(産業立地貸付)(産業立地資金として融資されたものを含む。) 融資実行後に融資条件の変更を行ったときは、速やかに埼玉県産業創造資金(産業立地貸付)等償還計画等変更報告書(様式36)を県に提出する。
 - (4) 申込者が、法第2条第6項の規定に基づく特例中小企業者として保証協会から保証承諾を受け、制度融資を利用した場合 次のアからウに定めるとおりとする。
 - ア 融資実行日から5年にわたり、申込者に対しモニタリングを行う。ただし、保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。
 - イ 半期に一度、保証協会に対し、電磁的方法等によりモニタリング内容を報告する。ただし、報告期間が法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)(以下「危機指定期間」という。)中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。
 - ウ 上記イの報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に対し提出する。
 - (5) 企業パワーアップ資金 融資実行した年度の次年度から5年度に渡り、毎年7月末までに企業パワーアップ資金状況報告書(様式38)を県に提出する。
 - (6) 申込者が、法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の規定に基づく特定中小企業者として保証協会から保証承諾を受け、制度融資を利用した場合 次のアからウに定めるとおりとする。
 - ア 融資実行日から5年にわたり、申込者に対しモニタリングを行う。
 - イ 半期に一度、保証協会に対し、電磁的方法等によりモニタリング内容を報告する。
 - ウ 上記イの報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に対し提出する。
 - (7) 起業家育成資金のうち(1)オの場合 次のアからイに定めるとおりとする。
 - ア 申込者に対して、融資実行後、申込者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、申込者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(以下「ガバナンスチェックシート」という。)の提出を受ける。
 - イ 申込者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを電磁的方法等により保証協会に提出する。

なお、提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に対し提出する。

- 3 保証協会は、保証付き融資について毎月の融資状況及び月末時点の融資残高を取りまとめ、翌月10日までに県に提出する。
- 4 知事は、埼玉県中小企業制度融資利子補給金交付要綱に基づき、取扱金融機関に利子補給金を交付する。

第7 繰上償還

- 1 知事は、この要綱に基づく制度融資を受けた者が次の(1)から(5)のいずれかに該当すると認めるときは、償還期限前であっても、取扱金融機関と協議の上、この要綱に基づいて実行した融資の全部又は一部及び取扱金融機関への利子補給金相当額を、当該融資を受けた者から返還させるよう、取扱金融機関に求めることができる。
 - (1) 資金を目的外に使用したとき。
 - (2) 資金の償還を怠ったとき。
 - (3) 提出書類に不実の記載があったとき。
 - (4) 正当な理由がなく設備完了届の提出を怠ったとき。
 - (5) その他この要綱の定める条件に違反したとき。
- 2 知事は、利子補給金対象資金の融資を受けた者が1の各号のいずれかに該当すると認めるときは、取扱金融機関に通知の上、利子補給金の返還を求めることができる。

第8 実施状況の調査

知事は、この要綱に基づく制度融資の実施状況について、必要に応じて関係機関から報告を求め、又は実地に調査することができる。

第9 個人情報保護

- 1 安全確保の措置
受付機関、取扱金融機関及び保証協会は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 目的外利用及び第三者提供の禁止
受付機関、取扱金融機関及び保証協会は、その取り扱う個人情報をこの要綱の目的以外のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 事件・事故が発生した場合の報告、連絡
受付機関、取扱金融機関及び保証協会は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の発生を知ったときは、直ちに知事に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する知事の指示に従わなければならない。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事と関係機関が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱及び取扱要領は、廃止する。
 - (1) 埼玉県事業資金制度要綱
 - (2) 埼玉県事業資金（中小企業応援貸付〈スーパーサポート資金〉）制度要綱
 - (3) 埼玉県小規模資金制度要綱
 - (4) 埼玉県起業家育成資金制度要綱
 - (5) 埼玉県女性経営者支援資金制度要綱
 - (6) 埼玉県企業成長サポート資金制度要綱
 - (7) 埼玉県産業創造資金制度要綱
 - (8) 埼玉県産業立地資金制度要綱
 - (9) 埼玉県経営安定資金制度要綱
 - (10) 埼玉県要件緩和型経営安定資金制度要綱
 - (11) 埼玉県企業パワーアップ資金制度要綱
 - (12) 埼玉県借換資金制度要綱

- (13) 埼玉県事業資金制度要綱取扱要領
- (14) 埼玉県事業資金（中小企業応援貸付〈スーパーサポート資金〉）制度要綱取扱要領
- (15) 埼玉県小規模資金制度要綱取扱要領
- (16) 埼玉県起業家育成資金制度要綱取扱要領
- (17) 埼玉県女性経営者支援資金制度要綱取扱要領
- (18) 埼玉県企業成長サポート資金制度要綱取扱要領
- (19) 埼玉県産業創造資金制度要綱取扱要領
- (20) 埼玉県産業立地資金制度要綱取扱要領
- (21) 埼玉県経営安定資金制度要綱取扱要領
- (22) 埼玉県要件緩和型経営安定資金制度要綱取扱要領
- (23) 埼玉県企業パワーアップ資金制度要綱取扱要領
- (24) 埼玉県借換資金制度要綱取扱要領

- 3 2の各号に掲げる要綱及び取扱要領に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。
- 4 従前の様式についても、改正後の様式の必要事項が記載されていれば使用できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。
- 3 平成27年3月31日以前に、改正前の第3の10産業創造資金（エネルギー対策強化融資を除く。）(1)融資対象者のア(ア)のうち経営革新計画を県内で実施しようとする者として申込みをして、平成27年4月1日以降に融資されることになった場合、改正後の第3の11産業創造資金（経営革新計画促進融資）における申込みがあったものとみなして、同項の適用を受けるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。
- 3 平成28年3月31日以前に、改正前の第3の12産業創造資金（エネルギー対策強化融資）の申込みをして、平成28年4月1日以降に融資されることになった場合、改正後の第4の9の3産業創造資金（省エネ投資枠）における申込みがあったものとみなして、同項の適用を受けるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。
- 3 平成29年3月31日以前に、改正前の第4の9の4産業創造資金（多様な働き方促進枠）の申込みをして、平成29年4月1日以降に融資されることになった場合、改正後の第4の3事業資金（働き方改革企業優遇貸付）における申込みがあったものとみなして、同項の適用を受けるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。
- 3 平成30年3月31日以前に、改正前の第4の8女性経営者支援資金（女性起業家支援貸付）、第4の9女性経営者支援資金（女性経営者支援貸付）、第4の10企業成長設備資金の申込みをして、平成30年4月1日以降に融資されることになった場合、それぞれ改正後の第4の8女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付）、第4の9女性・若者経営者支援資金（女性・若者経営者支援貸付）、第4の10設備投資促進資金における申込みがあったものとみなして、同項の適用を受けるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月8日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月19日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。
- 3 令和2年3月31日以前に、改正前の第4の3事業資金（働き方改革企業優遇貸付）、第4の12の2産業創造資金＜海外投資枠＞、第4の12の4産業創造資金＜事業承継枠＞の申込みをして、令和2年4月1日以後に融資されることとなった場合、それぞれ改正後の第4の12産業創造資金（働き方改革企業優遇貸付）、第4の13産業創造資金（海外投資貸付）、第4の11事業承継資金（事業承継支援貸付）の申込みがあったものとみなして、同項の適用を受けるものとする。
- 4 令和2年3月31日以前に、改正前の第4の14経営安定資金（大臣指定等貸付）、第4の15要件緩和型経営安定資金＜経営あんしん資金＞の申込みをして、令和2年4月1日以後に融資されることとなった場合であって、それぞれ改正後の第4の15経営安定資金（大臣指定等貸付）ただし書き、第4の16要件緩和型経営安定資金＜経営あんしん資金＞ただし書きの融資対象者及び融資利率であるものにあつては、それぞれ改正後の第4の15経営安定資金（大臣指定等貸付）ただし書き、第4の16要件緩和型経営安定資金＜経営あんしん資金＞ただし書きにおける申込みがあったものとみなして、同項ただし書きの適用を受けるものとする。
- 5 第4の18の2緊急借換資金の規定に基づく融資は、令和3年3月31日までに実行されたものを有効とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月30日以前に、改正前の第4の15経営安定資金（大臣指定等貸付）、第4の16要件緩和型経営安定資金＜経営あんしん資金＞の申込みをして令和2年5月1日以後に融資されることとなった場合、それぞれ改正後の要綱に基づいて融資されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月27日から施行する。
- 2 第4の12産業創造資金（働き方改革企業優遇貸付）（1）オの規定に基づく融資は、令和3年3月31日までに申し込み、かつ令和3年5月31日までに実行されたものを有効とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。
- 3 令和3年3月31日以前に、改正前の第4の12産業創造資金（働き方改革企業優遇貸付）（（1）オの規定に基づく融資を除く。）、第4の14産業立地資金、第4の15経営安定資金（大臣指定等貸付）ただし書き、第4の16要件緩和型経営安定資金＜経営あんしん資金＞ただし書きの申込みをして、令和3年4月1日以後に融資されることとなった場合、それぞれ改正後の第4の12産業創造資金（社会貢献企業優遇貸付）、第4の14産業創造資金（産業立地貸付）、第4の15経営安定資金（大臣指定等貸付）、第4の16要件緩和型経営安定資金＜経営あんしん資金＞の申込みがあったものとみなして、同項の適用を受けるものとする。
- 4 令和3年3月31日以前に、改正前の第4の12産業創造資金（働き方改革企業優遇貸付）（1）オの規定に基づく申込みをして、令和3年4月1日以後令和3年5月31日以前に融資されることとなった場合、改正前の第4の12産業創造資金（働き方改革企業優遇貸付）の規定はなお効力を有することとし、同項の適用を受けるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第4の15の2経営安定資金（知事指定等貸付）ただし書きの規定は令和3年12月23日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。
- 3 第4の15の2経営安定資金（知事指定等貸付）ただし書きの規定に基づく融資は、令和4年3月31日までに実行されたものを有効とする。
- 4 令和3年12月31日以前に、改正前の第4の6女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付）の規定に基づく申込みをして、令和4年3月31日以前に融資されることとなった場合、改正前の第4の4起業家育成資金（新事業創出貸付）（3）、第4の5起業家育成資金（独立開業貸付）（3）及び第4の6女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付）（3）の規定はなお効力を有することとし、同項の適用を受けるものとする。
- 5 第4の15の2経営安定資金（知事指定貸付）（1）ウ（特定業種関連）の規定は、令和3年12月23日から令和4年3月31日までの間は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。
- 3 令和4年3月31日以前に、改正前の第4の4起業家育成資金（新事業創出貸付）、第4の15経営安定資金（大臣指定等貸付）、第4の15の2経営安定資金（知事指定等貸付）の申込みをして、令和4年4月1日以後に融資されることとなった場合、改正後の第4の4起業家育成資金、第4の12経営安定資金（大臣指定等貸付）、第4の12の2経営安定資金（知事指定等貸付）の申込みがあったものとみなして、同項の適用を受けるものとする。
- 4 改正前の第4の5起業家育成資金（独立開業貸付）、第4の6女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付）及び第4の7女性・若者経営者支援資金（女性・若者経営者支援貸付）の規定に基づく融資は、令和4年3月31日までに実行されたものを有効とする。
- 5 令和3年3月31日以前に、改正前の第4の15の2経営安定資金（知事指定等貸付）ただし書きの規定の規定に基づく申込みをして、令和4年4月1日以後令和4年6月30日以前に融資されることとなった場合、改正前の第4の15の2経営安定資金（知事指定等貸付）ただし書きの規定はなお効力を有することとし、同項の適用を受けるものとする。
- 6 第4の12の2経営安定資金（知事指定等貸付）ただし書きの規定に基づく融資は、令和6年3月31日までに実行されたものを有効とする。
- 7 第4の12の2経営安定資金（知事指定等貸付）（1）ウ（特定業種関連）の規定は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月8日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。ただし、第4の1及び3から14までの表中（4）融資利率の規定は令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第6の2（8）の規定は、保証協会における令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。ただし、第6の2（5）の規定は、既利用分も含め、令和5年度上半期モニタリングの報告分から適用する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。
- 3 令和5年3月31日以前に、改正前の第4の6産業創造資金・経営革新計画促進融資、第4の7事業承継資金（事業承継特別貸付）、第4の8事業承継資金（事業承継支援貸付）の申込みをして、令和5年4月1日以後に融資されることとなった場合、それぞれ改正後の第4の6産業創造資金（経営革新計画促進貸付）、第4の7産業創造資金（事業承継特別貸付）、第4の8産業創造資金（事業承継支援貸付）の申込みがあったものとみなして、同項の適用を受けるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第4の13伴走支援型経営改善資金の項を削る改正規定及び様式31の改正規定は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月2日から施行する。ただし、第4の1、3から12の2まで及び14から14の2までの表中（4）融資利率の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。